

議案第103号

さいたま市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年6月10日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市個人情報保護条例の一部を改正する条例

さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u></p> <p><u>(6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録されたものをいう。</u></p> <p><u>(7) [略]</u></p> <p><u>(8) [略]</u></p> <p><u>(9) [略]</u></p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第7条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、個人情報（<u>特定個人情報を除く。以下この条において同じ。</u>）を当該実施機関の内部で利用すること（以下「目的外利用」という。）又は当該実施機関以外の者に個人情報を提供すること（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) [略]</u></p> <p><u>(6) [略]</u></p> <p><u>(7) [略]</u></p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第7条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、個人情報を当該実施機関の内部で利用すること（以下「目的外利用」という。）又は当該実施機関以外の者に個人情報を提供すること（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p>

(1)～(6) [略]

2～4 [略]

(特定個人情報の利用の制限)

第7条の2 実施機関は、第5条第1項の規定により明確にされた取扱目的以外の目的に特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、取扱目的以外の目的に特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を自ら利用することができる。

(特定個人情報の提供の制限)

第7条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(個人情報の開示を請求できる者)

第12条 [略]

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求（特定個人情報に係るものを除く。）をすることができる。ただし、本人が未成年者で満15歳以上のものである場合には、本人の同意を必要とする。

3 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（次条第2項において「代理人」という。）は、本人に代わって開示請求（特定個人情報に係るものに限る。）をすることができる。

(開示請求の方法)

第13条 [略]

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で市長が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3・4 [略]

(開示請求の事案の移送)

第21条 実施機関は、開示請求に係る個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事

(1)～(6) [略]

2～4 [略]

(個人情報の開示を請求できる者)

第12条 [略]

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が未成年者で満15歳以上のものである場合には、本人の同意を必要とする。

(開示請求の方法)

第13条 [略]

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で市長が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3・4 [略]

(開示請求の事案の移送)

第21条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送

案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

## 2・3 [略]

(個人情報の訂正等の請求ができる者)

### 第24条 [略]

2 何人も、実施機関が保有する行政情報に記録された自己の個人情報(情報提供等記録を除く。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求をすることができる。

(1) 第5条第1項から第3項までの規定に違反して収集されたものであるとき、第7条第1項若しくは第7条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該個人情報の利用の停止又は削除

(2) 第7条第1項又は第7条の3の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

3 第12条第2項及び第3項の規定は、前2項に規定する訂正、利用の停止若しくは削除又は提供の停止(以下「訂正等」という。)の請求について準用する。

(個人情報の提供先への通知)

第28条の2 実施機関は、第26条第1項の規定により個人情報の全部又は一部を訂正し、又は削除した場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、速やかに、その旨を書面により通知するものとする。

(他の制度との調整)

第44条 この条例は、他の法令等の規定により個

をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

## 2・3 [略]

(個人情報の訂正等の請求ができる者)

### 第24条 [略]

2 何人も、実施機関が保有する行政情報に記録された自己の個人情報が第5条第1項から第3項までの規定による収集の制限を超えて収集されていると認めるときは、当該実施機関に対し、その削除の請求をすることができる。

3 何人も、実施機関が保有する行政情報に記録された自己の個人情報が第7条第1項の規定によらないで目的外利用等されていると認めるときは、当該実施機関に対し、その中止の請求をすることができる。

4 第12条第2項の規定は、前3項に規定する訂正、削除又は中止(以下「訂正等」という。)の請求について準用する。

(他の制度との調整)

第44条 この条例は、他の法令等の規定により個

個人情報の開示、訂正等の手続が定められている場合における当該個人情報（特定個人情報を除く。）の開示、訂正等については、適用しない。 2 [略]	個人情報の開示、訂正等の手続が定められている場合における当該個人情報の開示、訂正等については、適用しない。 2 [略]
--	--

## 附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、情報提供等記録（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録されたものをいう。）に関する部分の規定は、同法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。